

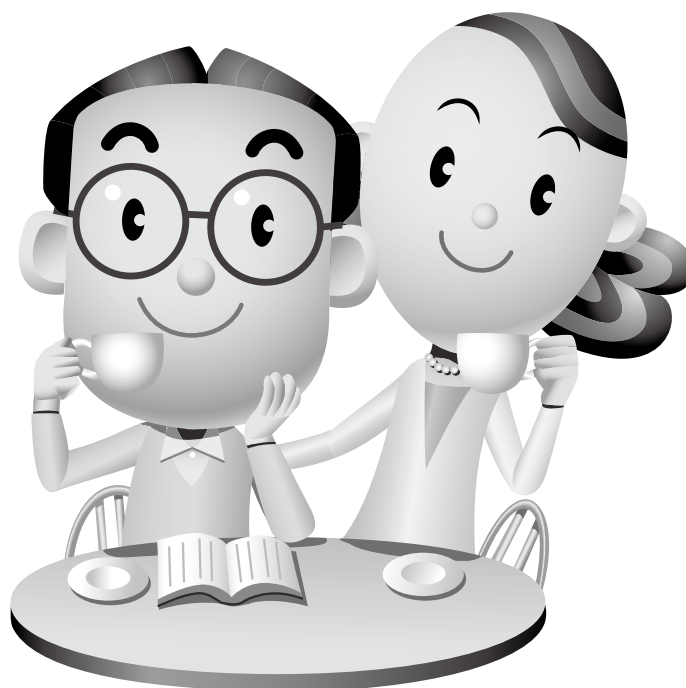
資料

1. 船橋市地域福祉計画策定委員会

(1) 策定の経緯

策定の経緯は次のとおりです。

| 年 月 日 | 概 要 |
|-------------------|--|
| 平成 21 年 6 月 15 日 | 第 1 回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・次期計画の課題・メインテーマについて ・次期計画の構成について |
| 平成 21 年 8 月 3 日 | 第 2 回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉の役割分担の検討 |
| 平成 21 年 9 月 1 日 | 第 3 回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉の役割分担の検討 ・第 4 章・第 5 章の確認・検討 |
| 平成 21 年 10 月 26 日 | 第 4 回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・第 2 次船橋市地域福祉計画骨子案から同素案における変更点について ・重点プロジェクトについて |
| 平成 21 年 2 月 18 日 | 第 5 回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの対応について ・市民説明会におけるアンケート結果について |



(2) 船橋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条に規定される地域福祉計画を策定または改定するため、船橋市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(策定委員会の業務)

第2条 策定委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定または改定に関すること。
- (2) その他必要事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- | | |
|-------------|----|
| 一 学識経験者 | 1名 |
| 二 市民組織代表者 | 5名 |
| 三 社会福祉関係事業者 | 6名 |
| 四 医療関係者 | 1名 |
| 五 市民代表者 | 2名 |

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について市長に報告した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。
- 4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

2 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 策定委員会は、議事録を作成し公開する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課で行う。

(災害補償)

第9条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

(3) 船橋市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

| No | 委員種別 | 所属団体等 | 氏名 |
|----|------------------|----------------|--------|
| 1 | 第1号委員 (学識経験者) | 聖徳大学短期大学部 | 大野 地平 |
| 2 | 第2号委員 | 船橋市民生児童委員協議会 | 高橋 強 |
| 3 | (市民組織代表者) | 船橋市自治会連合協議会 | 三井 隆志 |
| 4 | | 船橋市老人クラブ連合会 | 岩口 仁 |
| 5 | | 船橋市ボランティア連絡協議会 | 渡邊 千代美 |
| 6 | | 船橋市身体障害者福祉会 | 荒川 信一 |
| 7 | 第3号委員 | 船橋市社会福祉協議会 | 加藤 健 |
| 8 | (社会福祉関係事業者) | 地区社会福祉協議会 | 本木 次夫 |
| 9 | | 地区社会福祉協議会 | 吉野 亘 |
| 10 | | 船橋市老人福祉施設協議会 | 山田 勝久 |
| 11 | | 船橋市障害福祉施設連絡協議会 | 宮代 隆治 |
| 12 | | 船橋市私立保育園協議会 | 高橋 克文 |
| 13 | 第4号委員 (医療関係者) | 船橋市医師会 | 玉元 弘次 |
| 14 | 第5号委員 | | 舟岡 昭郎 |
| 15 | (市民代表者) | | 高山 博之 |

2. 船橋市地域福祉計画検討委員会

(1) 策定の経緯

策定の経緯は次のとおりです。

| 年 月 日 | 概 要 |
|------------------|---|
| 平成 21 年 9 月 30 日 | 第 1 回 船橋市地域福祉計画検討委員会 ・ 出前講座 ・ 第 2 次地域福祉計画 概要説明 ・ 骨子案確認依頼 |

(2) 船橋市地域福祉計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 1 5 年 7 月 2 3 日に設置された「船橋市地域福祉計画策定委員会」による船橋市地域福祉計画の策定にあたり、庁内の意見の集約・調整を目的とする船橋市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は福祉サービス部長を、副委員長は地域福祉課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 4 条 検討委員会は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(代理出席)

第 4 条の 2 委員は、やむを得ない事情により検討委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課で行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

(3) 船橋市地域福祉計画検討委員会 委員名簿

| 局・部 | | 委員 |
|-------|---------|---|
| 健康福祉局 | 福祉サービス部 | 福祉サービス部長 地域福祉課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 包括支援課長 障害福祉課長 療育支援課長 生活支援課長 |
| | 健康部 | 健康政策課長 健康増進課長 国民健康保険課長 保健所総務課長 保健所保健予防課長 保健所衛生指導課長 |
| | 子育て支援部 | 児童家庭課長 保育課長 児童育成課長 |
| 市長公室 | | 広報課長 市民の声を聞く課長 防災課長 秘書課長 |

| | | |
|--------------|--|-------------------------------------|
| 企画部 | 企画調整課長 市民協働課長 電子行政推進課長 総合交通計画課長 男女共同参画課長 | |
| 総務部 | 行政管理課長 職員課長 情報政策課長 | |
| 財政部 | 財政課長 管財課長 | |
| 市民生活部 | 自治振興課長 市民防犯課長 | |
| 環境部 | 環境保全課長 | |
| 経済部 | 商工振興課長 消費生活課長 農水産課長 | |
| 建設局 | 都市計画部 | 都市計画課長 |
| | 都市整備部 | みどり推進課長 |
| | 道路部 | 道路管理課長 道路建設課長 街路課長 交通安全課長 |
| | 下水道部 | 下水道管理課長 下水道建設第一課長 |
| | 建築部 | 住宅政策課長 |
| 消防局 | 指令課長 | |
| 病院局医療センター管理局 | 医事課長 | |
| 教育委員会 | 管理部 | 総務課長 |
| | 学校教育部 | 指導課長 保健体育課長 |
| | 生涯学習部 | 社会教育課長 文化課長 青少年課長 生涯スポーツ課長 |
| 農業委員会 | 事務局長 | |

3. パブリックコメント

| | |
|------|---|
| 実施時期 | 平成 22 年 1 月 4 日（月）～2 月 3 日（水） |
| 対象 | 市内在住・在勤・在学の人と事業者 |
| 閲覧場所 | 市ホームページ、地域福祉課、行政資料室、各出張所、船橋駅前総合窓口センター、各公民館、各図書館、船橋市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会 |

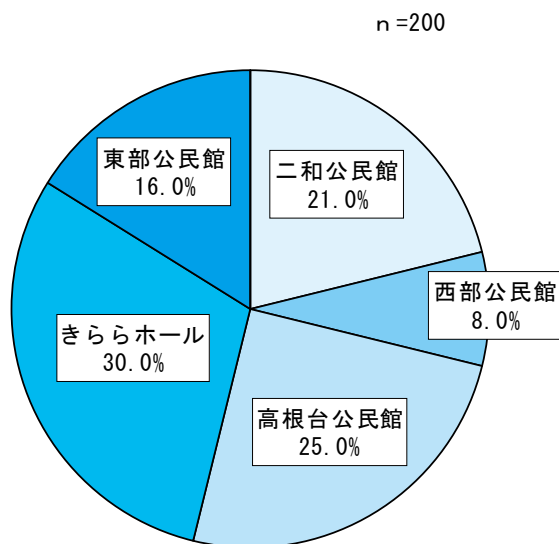
4. 市民説明会の開催

（1）開催状況

| 開催日時 | | 会場 | 参加者数 |
|---------------------|--------|-----------------|-------|
| 平成 22 年 1 月 9 日（土） | 9:30～ | 二和公民館 第 2・3 集会室 | 55 人 |
| 平成 22 年 1 月 10 日（土） | 9:30～ | 西部公民館 講堂 | 19 人 |
| 平成 22 年 1 月 16 日（土） | 9:30～ | 高根台公民館 講堂 | 60 人 |
| 平成 22 年 1 月 19 日（火） | 14:00～ | きららホール | 79 人 |
| 平成 22 年 1 月 23 日（土） | 9:30～ | 東部公民館 講堂 | 38 人 |
| 合 計 | | | 251 人 |

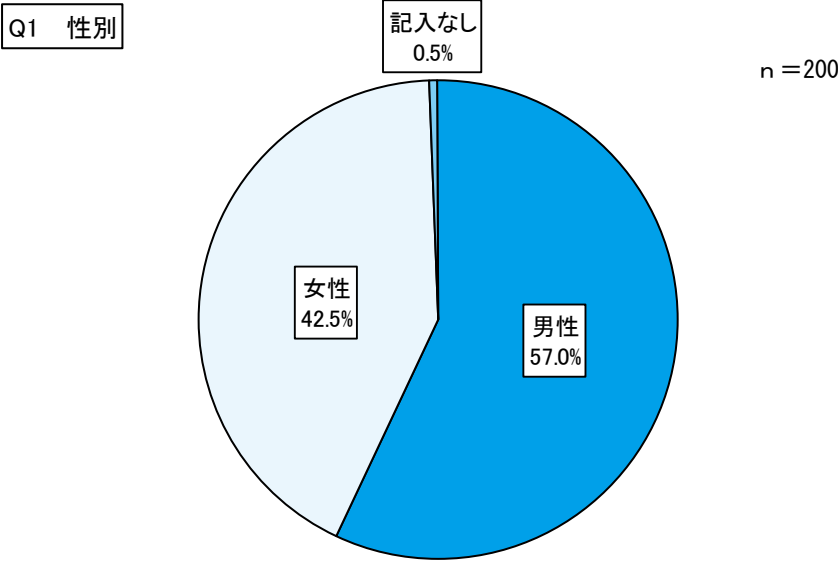
（2）市民説明会（参加者）アンケート集計結果

[開催会場別アンケート回収数]

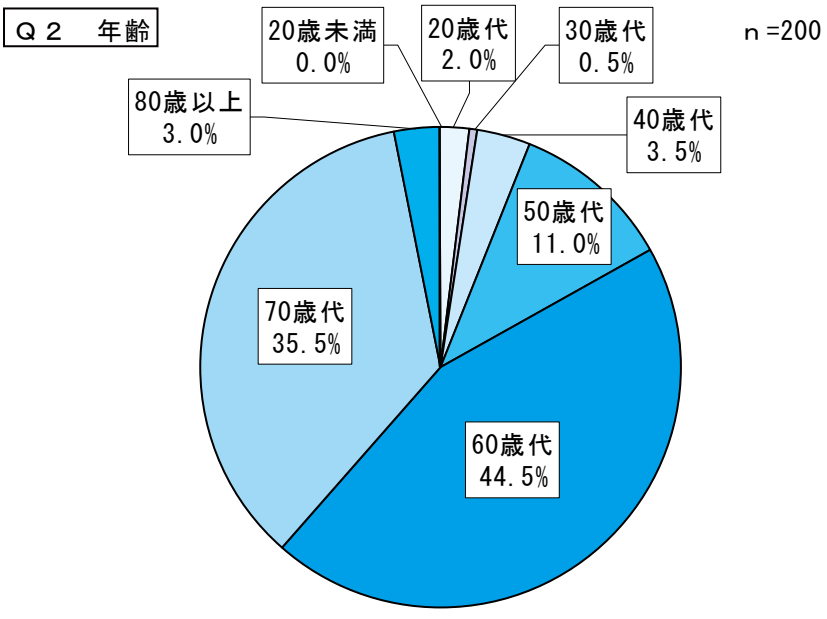


| No. | 開催会場名 | 回収数 | % |
|-----|--------|-----|-------|
| 1 | 二和公民館 | 42 | 21.0 |
| 2 | 西部公民館 | 16 | 8.0 |
| 3 | 高根台公民館 | 50 | 25.0 |
| 4 | きららホール | 60 | 30.0 |
| 5 | 東部公民館 | 32 | 16.0 |
| | 不明 | 0 | 0.0 |
| | 全体 | 200 | 100.0 |

Q 1 あなたの性別は？（ひとつに○）



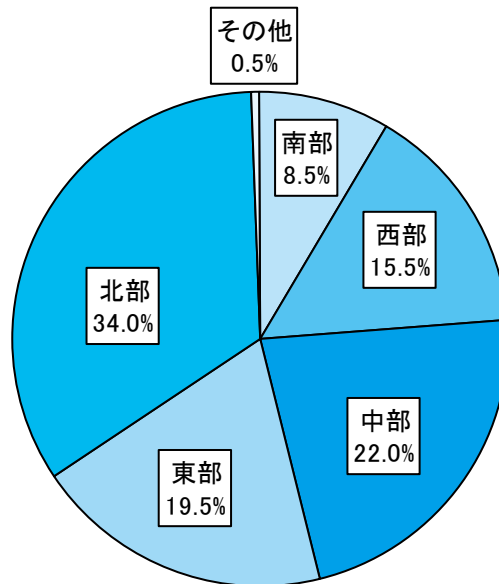
Q 2 あなたの年齢は？（ひとつに○）



Q3 あなたがお住まいの地区は？（ひとつに○）

Q3 居住地区

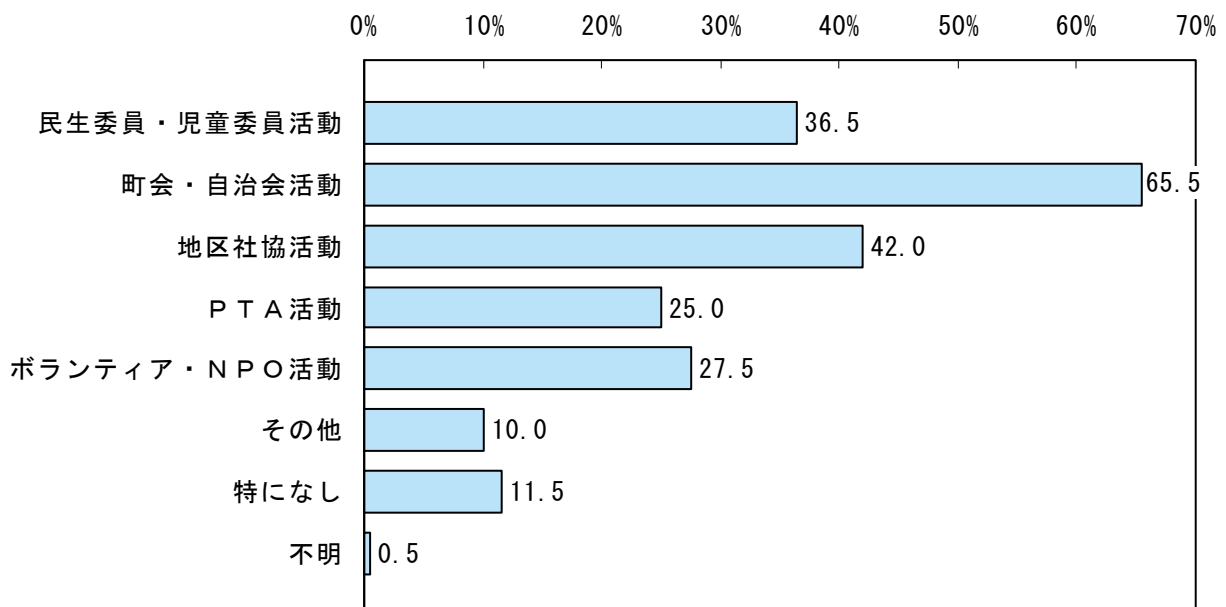
n = 200



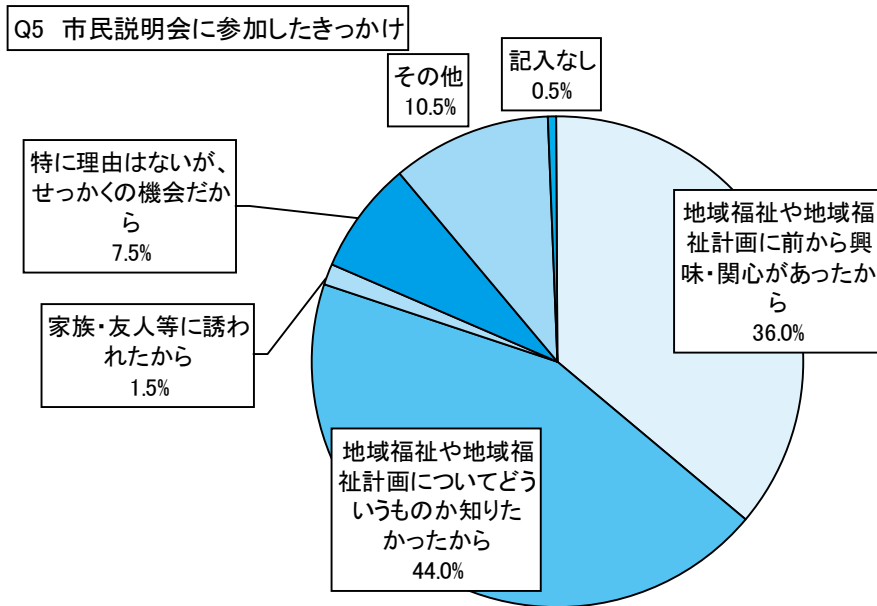
Q4 今まで携わってきた活動はありますか？（複数回答可）

Q4 携わってきた活動

n = 200

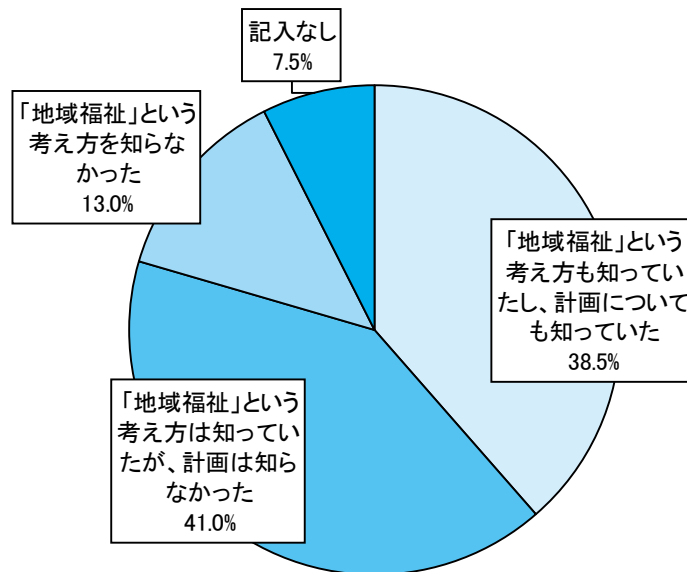


Q5 本日の市民説明会に参加されたきっかけはなんですか？
(ひとつに○)



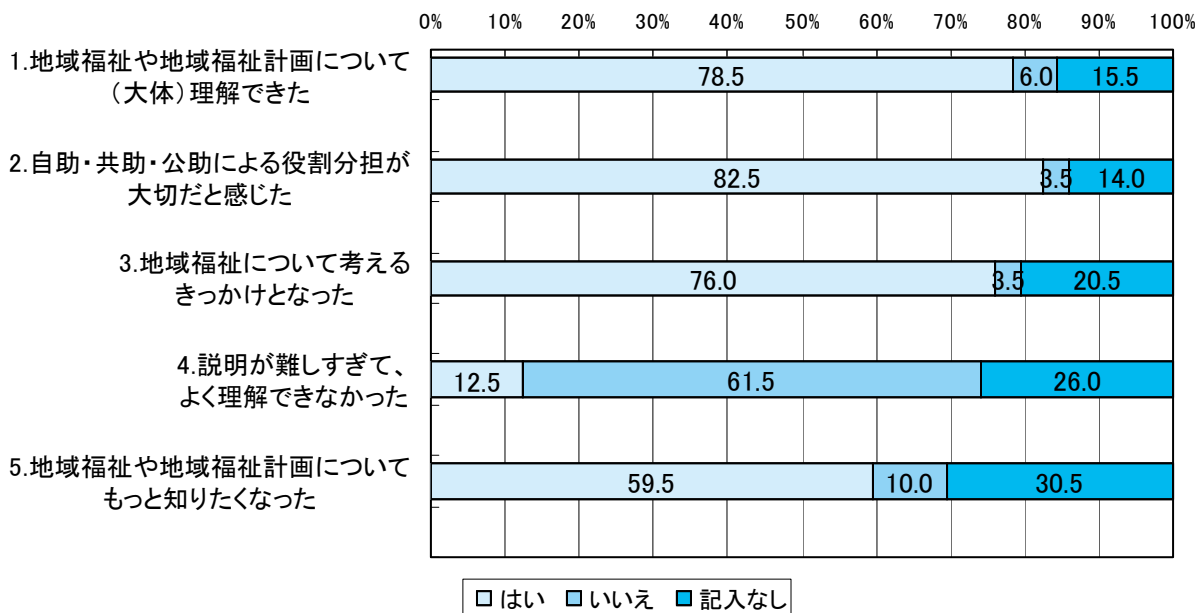
Q6 「地域福祉」と「船橋市地域福祉計画」について知っていましたか？
(ひとつに○)

Q6 「地域福祉」と「船橋市地域福祉計画」の認知状況



**Q7 本日の市民説明会に関する下記の質問についてご回答ください。
 (「はい」か「いいえ」に○)**

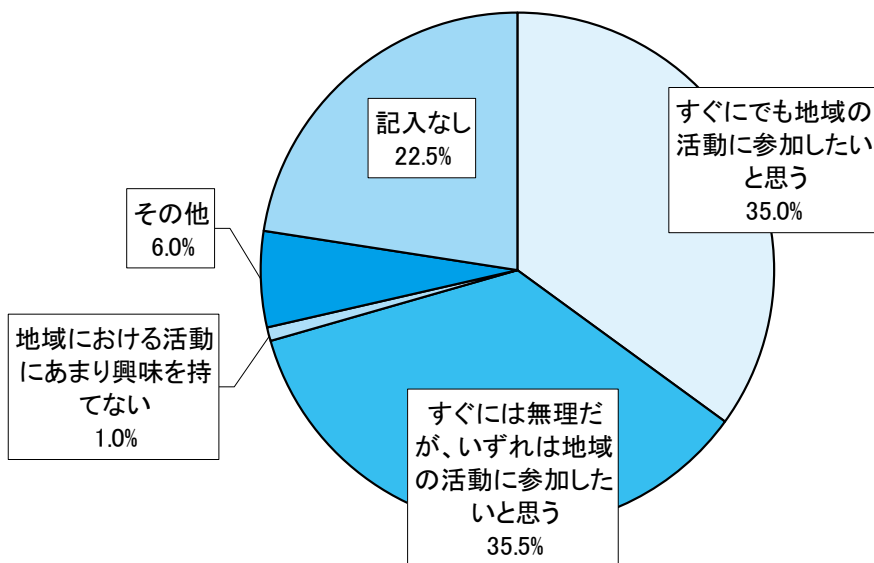
Q7 参加しての感想



Q8 本日の市民説明会に参加されて、地域における活動についての意向を 教えてください。(ひとつに○)

Q8 地域における活動への今後の参加意向

n = 200



Q9 自由意見

| No. | 問9 自由意見 |
|-----|---|
| 1 | まずは住んでいる地域からということがしっかりと把握できました。理念全てが組み込まれるような身近なモデル事業ができるといいですね。考えてみたいと思います。 |
| 2 | 地域福祉については今迄無関心でいたが、これを機会に少し勉強してみたい。 |
| 3 | 福祉計画については、もっと現実的な事を考えてほしい。例えば、特別老人ホーム等についても市役所にいっても場所等の所在だけである。どこの施設が何人の申し込みがあり、順番待ちを把握して、市民に情報を提供するようなきめの細かいサービス等を行った方がよいと思います。 |
| 4 | 地域福祉という点についてはだいたい理解できました。ミニデイにしてもサロンにしても助け合いにしても商店街等ある地域は人が集まりやすいと思いますが、現在私の住んでいるところは町会活動もほとんどなく、ご近所とのつき合いもほとんどありません。社会福祉協議会としても隣の地区の社会福祉協議会がある公民館には徒歩でも行けるのに、自分の地区の事務所のある公民館は遠いです。とりとめなく書きました。まずは町会として取り組みを切望致します。(個人情報というのがすごくじゃまをしていると思う。) |
| 5 | 初めて参加された方には、参考資料となる冊子が必要かと思った。全体的には大変良くまとめられた説明会だと思います。ご苦労様でした。冊子が出来たら、各自治会への配布をお願いしたい。この様なことがきっかけで地域福祉を理解していただける方が増えるといいですね。 |
| 6 | 社会福祉協議会は重要な役割です。(本日の説明会非常によかった。)地域福祉は事実上大切ですので ・地域福祉協議会の説明会を行うことも必要と認められます。 ・年に1回はお願いしたい。 |
| 7 | 内容把握出来たので、身近なところで協力したい。 |
| 8 | 安心登録カードの活用を考えたらどうか。(重点プロジェクト1) |
| 9 | 第2次素案の説明(具体的)を期待して参加したので、期待はずれ。 |
| 10 | このような機会は数回にわたって実施していただき多くの市民に理解をってもらうようにしてほしいと思います。 |
| 11 | 地区社協の事業の中でミニデイ、子育てサロンのボランティアをさせて頂いておりますが、もっと沢山の方に参加してもらいたいと思います。ボランティアの育成も大切だと思います。 |
| 12 | 現在地域ボランティアに参加しております。出来るボランティアは続けていこうと思っております。ボランティアの声掛けをしておりますが難しい所です。 |
| 13 | ・ボランティアを当てにして、本当の事業はできない。格好をつけるだけ。 ・共助について、人づくりが先決で、3年や5年では出来ない。 |
| 14 | ①公民館の事業の中心を地域教育から地域福祉に転換したい。(人的配置、地区社協の拠点拡張、使用料などの考え方 etc) ②福祉計画にそった具体的事業を期待する。 |
| 15 | 町会、自治会のあり方等を変えたい。第一歩は自治会から？ |
| 16 | 施設や労力の提供は十分に考えられていると思うが、高齢者にとって地域の中の居場所を見つけるための第一歩がなかなか踏み出せないのが現実だと思います。人間関係が希薄な現在、理解ある人間関係や信頼をどうして成熟させるか問われると思う。 |
| 17 | 地区社協でも地域福祉について重要項目を立案し、今後強力に推進するよう努力中です。地区により、指導者により、推進の強弱は否めないのが実態。市の広報活動でも更にアピールしてほしい。言葉では必要と思われても実際に活動に結びつけていく地道な努力が結ばれるよう期待している。 |

| No. | 問9 自由意見 |
|-----|---|
| 18 | 第1次計画を知らなかったので、今日の資料をよく読んでみたいと思います。 |
| 19 | 大変参考になりました。 |
| 20 | 実行は難しいのでは。 |
| 21 | 参加して知識は得られた。行政が実施に前向きとは思えない。市から民間への押し付けではないか。利権を求める行政、政党では期待は出来ない。福祉や資源の後退をさせ、政令都市ばかりに目を向けすぎている体制、人材がない曲がったパイプでは無理。 例：今年から門松カードが全戸配布ではなく、必要な者は取りに来い。古来日本の風習を踏みにじるものである。高齢者も事情の者もいる。経費問題であれば大きな間違い。代替の方法はいくらでもある。 |
| 22 | ・周知徹底 ・市民の意識改革を望みます。 |
| 23 | 正直な話よくわからない。 |
| 24 | 中長期理念ビジョンを実施行動に関し相当ハードルが高い。世代間の価値観に想像以上の違いが出ている今日。まずは身近なところから地道に取組み再度検証しながら(まずは向う三軒両隣から) ※現役時代家庭、妻、子供を見守ってくれた地域に恩返りする時と思う。 |
| 25 | 少子高齢化の進む中、前向きにより速く計画の推進、実施を進めて頂きたい。地域としても積極的に協力したい。又、地域福祉の現状を把握できました。 |
| 26 | 参加者が少なかった。もっと広報活動をよくして多くの方がこのよいお話を聞けたらよいと思いました。 |
| 27 | 参加者が少なかったのが残念。今日の説明会はとてもわかりやすかったが、活動計画が出た時には、文章だけの読みにくいものにしかならないのでしょうか。わかりやすいリーフレットを作ってほしい。 具体的な方法は市社協に任されているような気がする。もう少しより具体的方法を例としてあげてほしいと思いました。 |
| 28 | もっと地域が宣伝するべきである。 地域福祉課だけでなく、高齢者福祉課などとも連携し、関係機関が一体となった取組みが必要である。 |
| 29 | 地域の活動団体の連携が大切だと思います。 |
| 30 | 高齢化は更に進むので、単なるボランティアではない有償のサービスの担い手としてのシルバーエイジの活躍の場をつくることを推進、促進してほしい。 法人化して、高齢者による生産活動の場を拓げていく。 |
| 31 | 定期的な機関紙又は、概略文書等を各町会長宛に送付して欲しい。 |
| 32 | 甚だ勝手な感想ですが、この程度のものかと存じました。 理論、理屈でなく、実行性のあるものをデータ等で説明して下さい。 |
| 33 | 重点プロジェクト1(災害時要援護者支援プロジェクト)についてぜひ作っていききたいと思います。 |
| 34 | 地区社協の活動をしています。こうした折に開催のエリアの地区社協の活動の発表の機会が欲しいと思います。 地区社協の活動の重要性が増していると感じています。 |

| No. | 問9 自由意見 |
|-----|--|
| 35 | 説明会に参加して、地区社協とは何ぞやが大体見えたがそれをどの具体化していくのか、市民にどう反映されていくのかが見えてこなかった。理屈ではなくもっと見えるものにPRをして各市民がその重要性の気持ちをうえつけてほしい。 説明会だけで終わってしまった感じがする。具体的に動こうという気持ちにはなれなかった。お役所的な説明会だけでつまらなかった。度々現在計画がどう具体化されているのかの場を又開いてほしい。 |
| 36 | ボランティアの確保について具体策を聞きたかった。 |
| 37 | 私共の町会も高齢化が進みふれあいサロンを行ったりしていますが、とじこもっている方をどのようにその場に出していただくか難しい。老人クラブに参加されている方は安心ですが。 |
| 38 | 人間関係のコミュニケーションの一つである敬老会事業が地域により異なる事は承知の上で、市等にとまなう事業が今後も続けられる様に望みます。敬老会参加者70歳以上は変らない様をお願いします。 |
| 39 | ボランティアにかかわっていない方にもっと参加して欲しいと思いました。 |
| 40 | 高齢者福祉にやや重みが片寄っていると思った。障がいの方さまざまな市民への計画があまり見えなかった。 |
| 41 | ・地域福祉活動助成金について詳しく知りたい。 ・もう少し意見交換の時間をとるべき。 ・若い人の参加は？ |
| 42 | 地域福祉計画が説明会で良くわかりました。 ふれあいサロンで町会の人達と地域福祉計画について話しあってみます。 |
| 43 | 地域福祉について更に確認することが出来、参加できた事、良かったと思います。 |
| 44 | ・改めて勉強させてもらいました。 ・近所の方と仲良くする事が本当は大切な事だと思います。 |
| 45 | NPO やボランティアに参加してきたが、これらについては財政的支援を求めている場合が多く、勿論参加者(利用者)の会費や寄付に頼ることは事実上困難であり、この辺についての計画の中で検討されたと思うが言及がなかった。ボランティアの数がかなり少なかったというのもこの辺の問題があるのでは。 |
| 46 | 独居老人や弱者に意識を集中してと説明がありましたが、意識を集中して具体的に何をどの様にすれば良いのかアドバイスが欲しい。プライバシー保護との関連についてもマニュアル、具体例等は無いのでしょうか。 |
| 47 | 策定委員も云われたように、特養にいつ入れるか分からない。若い人は子供が保育園にも入れない。たすけ合い、ボランティアなど市民の参加、意識改革を求めても安心して暮らせる町はつくりえない。 |
| 48 | 習志野台7丁目のアパートで暮らしております。町会費は毎月納めていますが、回覧板は回って来ません。新聞はとっていますが、市の広報も入っていません。「社会福祉協議会」の存在もこの集まりで初めて知りました。市のHPで当集会を知り、本日拝聴させていただきましたが、いろいろ参考になりました。どうもありがとうございました。 |
| 49 | 計画の柱が理解出来た。 児童福祉にかかわる人(民生委員・児童委員以外の青少年相談員他)も計画策定委員に含まれているのだろうか？ |
| 50 | 高齢化などにより担い手の不足が課題となっていたが、実際にかかっていると時間的、内容的に負担の重さを感じている。健康な人間でも大変な気がしてまして、ハンデのある人間は思いはあっても身を引くあるいは意見を控えるしかないような気がしている。 |

| No. | 問9 自由意見 |
|-----|---|
| 51 | <p>地域福祉を支える担い手が、どの団体(自連協、地区社協、老人クラブ、民生児童委員)に於いても不足していることが大きな問題だと思います。絵に描いたモチとならぬ為には、この問題の説明(この問題が大切なことはわかっている方が多いと思います。)というより、いかにこの問題が楽しく、魅力的で参加していないとツマラない…!!そんな気持ちにさせるように宣伝(?)するかといったことが有効なのではないでしょうか？</p> <p>老人会などは若手を募集となりますとまず「名称」を変えないといけませんね。</p> <p>どちらかといえば「優等生」として活動している地域を手本にせよ、というより、二和の「お休みどころ」がとても楽しそうで繁盛している(と聞いていますが)といった、生の活気あふれる活動を推進している方の声を伺ってみたかったと思います。</p> |
| 52 | <p>市「福祉計画」案の全章を印刷し、配布してほしかった。</p> <p>社協が実施されている「安心カード」に関し、</p> <p>①PRが不足している。</p> <p>②加入者(提出者)が少ない。</p> <p>③カードに基づく「福祉活動」が不明確である。</p> |
| 53 | <p>地域住民個々のニーズをよく聞いた上で行ってもらいたい。</p> |
| 54 | <p>今回の重点プロジェクト1のプロジェクトは遅い位と思います。現在、当町会にて「安心登録カード事業」を推進中ですが、これはやはり市のプロジェクトと同義のように考えられます。災害時には必要な事なので、もっと市と社協が二本立てのように感じられますので、横の連携をもって、打ち出して欲しいと思います。一本化してほしい。</p> <p>質疑応答の時間がもっと欲しいです。一方的な説明だけでは不十分だと思います。</p> |
| 55 | <p>市民発の地域福祉も大事です。NPO や民間で行っている所も視野に入れていただけると、もっと広がると思います。</p> |
| 56 | <p>地域福祉に関心がある人はこの様な説明会に出て来ます。しかし、例えば共助でどこまで手助けしてよいのか大変難しい。一人住い、高齢者二人でもほとんど町会の行事に出て来ない人があり、それらの人をどうこれらの計画に参加させるのかが一番問題か？</p> |
| 57 | <p>自助、共助も大切と思うが、公助の力が大きくなければ出来ないのではないかな？</p> |
| 58 | <p>地域福祉の大切さを痛感しました。</p> |
| 59 | <p>人口の多い世代ばかりでなく、人口の少ない世代へも等しい厚さで福祉が行き渡るようにして欲しいと思います。数の少ない声はどうしても後回しにされてしまいますから。その結果が保育所の不足ではないでしょうか。団塊の世代はもう少し他の世代の声に耳を傾けて下さい。</p> |
| 60 | <p>地域福祉計画の考え方(構想)の説明会であり、課題の具体的な説明(一部あり)もなかったため、出席した市民が理解・納得できたか疑問である。(パブリックコメントの前段階と理解)</p> |
| 62 | <p>舞台の上の参加者が男性だけだった。(パネラー、説明者等)地域や家庭で福祉を担っている(困っている)女性の意見、考えを反映させることが必要ではないか。策定委員に女性は参加しているのか。</p> <p>参加者からの質問時間が少なすぎた。</p> |
| 63 | <p>地域の皆さんでコミュニケーションを密にして、何かの時に助け助けられる雰囲気的大事と思いました。</p> <p>老人会が少なくなっているという話、今や70代の人でも老人と思っていない人が多いので老人という名称も考えては？</p> <p>安心安全カードも登録してもいざと云う時に受入れが出来るのかバックアップ体制が出来ているのか気になります。老人終了間際の質問で了解!!</p> |
| 64 | <p>もっと突っ込んだ具体的活動計画の推進法(対象、担当課、予算等)の説明を聞きたかった。各説明は概念的であり思想的であった。</p> |

| No. | 問9 自由意見 |
|-----|--|
| 65 | 絵に描いたもちだと思いました。 地域では町会、社協、サークル活動は(私の住んでいる地域)に限りっこう進んでいると思います。行政のたて割りで地域の活動の輪が小さく見えています。実は100人の輪なのに行政(???)のせいで10人ずつの小さい輪になっているのです。とても淋しいです。 |
| 66 | サロン活動について興味を持ちました。現在3ヶ所ということですが、フラッと立ち寄れる場所が近所にあったらとても良いと思います。(高齢の母と散歩に行く目標になり、私も母も孤立感を感じなくてすむから) |
| 68 | すばらしい内容で感動的だったが、おやっと思ふ事も多々あり、質問時間が少なくとても残念です。その辺をもっと時間をとって下さるよう切望します。 |
| 69 | まだまだ地域福祉に関する具体的には一人一人あまり理解できていない様に思う。住民にもっと知り得る手段がほしいと思う。どのように参加すべきなのか、情報が少ないと思います。 |
| 70 | 「心をつなぐ」と云う点では、現在周囲には70代で身体健康でひまたっぷりの男性が大勢います。これが自然と「心を、手をつなぐ」人材になれるのではないかと考えています。私は期待しています。 |
| 71 | 具体的計画の説明がないので今一つ判らなかつた。 |
| 72 | 地域福祉計画を進める際に、他の課や各領域分野との連携体制の現状(構築に向けた取り組み)について、もう少し明らかにしていただけると良いと思います。(→整合性の向上)(第1次計画と第2次案の、地域福祉の推進に関する章を詳しく。) |
| 73 | 1枚だけの資料が多いのでポロポロ床に落ちる。バインダーの貸し出し等が欲しかった。1次計画のアウトカム情報が非常に少ない。HPで資料を見ないと評価ができない。地域福祉の説明は非常に分かりやすかつた。委員会の方の説明は説得力があり、生の声が聞けてよかつた。 |
| 74 | 社会福祉協議会の方の説明に具体性を感じられない。もう少し具体的な話がほしかつた。 |
| 75 | コミュニケーション不足など、人間関係の希薄さなどはどんな活動でも共通するテーマと感じた。子育て世代として、まったく地域福祉は無関係と置いていたが、世代なりに携わることが意識できればいいと思った。 |
| 76 | 自治会が核となって地域福祉を推進するのが現実的だと思う。 自治会の班組織を強化する。 自治会役員がリードして班会議(となり組に近い組織)を行う。 |
| 77 | 立派な計画が出来ても実際の活動がなかなかともなわない。地道な活動につなぐことが一番むずかしいと思います。重点プロジェクト2のワンストップサービスは今までなかつたのが不思議です。早く実現してほしい。 |
| 78 | 高根台4丁目の高齢化率は35.4%と市内でも“超”高齢化地域です。“孤独死”問題等にも取組まなければなりません。5年前から地域で進めている諸施策(レポート)もあります。 |
| 79 | ワンストッププロジェクトはぜひ実現させて欲しい。 |
| 80 | 策定委員の経験に裏打ちされたお話は、とてもわかりやすく参考になりました。地域の子育てサロンボランティアに参加していますが、すっきりしない部分が多く困っていましたが、とりあえず人の輪を広げるという立場で参加したいと思います。今年はまだ一歩前進できるよう、前向きにいろいろな場面で地域との交流を深める努力をしたいと思います。 |
| 81 | 市民皆で考えることは大事では。 若い世代の人々をどう取り入れるのか?も課題。人材育成にもつながると思いますので。 活動計画がタナボタもちにならない様に…。 地域、地域と云われますが?もう少し討議して欲しい。 |
| 82 | 今後、自分に何が出来るかを考えるいい機会になりました。 |

| No. | 問9 自由意見 |
|-----|--|
| 83 | 福祉は後付のこと。まずは公助が第一歩。30年振りに帰って来たが乱開発の極み。アフタープラン欠如の街造りをおきながら何が共助を求める立場か。なるべく早く脱出したい街である。歩道がドブ板で何が安全・安心であるか。 住民税、健康保険、介護 etc 多額納税しているが、その財源は船橋ではなく今住む当方にはリターンが少ない。 |
| 84 | 私の地域では大きなマンションが増え、コミュニティが壊れています。若いご夫婦などは子供をあげ共働きで少しでも多くの収入を得ることしか考えず、町会活動や福祉など全く自分には関係ない事と思っています。今の市民(国民)は自分が何かをしてもらう(行政などに)ことしか考えていないように思われます。そういう人達に、地域福祉を理解し、参加してもらう事ができなければ、どんな立派な計画を立てても地域福祉はあり得ないと思います。色々な活動をしながら、腹立たしさを感じています。これは教育の問題ではないのでしょうか？ |
| 85 | コミュニケーションシティの4項目について、地域福祉と言う事に初めて出会った者がどう入り込んで行けば良いのか判り難い。「出合いの仕組みづくり」等へ個人入っていくとすればどの様な手段があるのだろうか。 |
| 86 | 自治会の中での自治会員の日頃の交流がまず第一歩の状況です。ややもすると「おせっかい」との向きもあるが、自身が身近に困りごとが出てこないと自助から共助に結びつきにくい。引続き「啓蒙」に結びつく活動を心掛けたく思います。 「原点」あいさつ運動の例、ありがとうございました。 |
| 87 | ・対象者を拡げるためにも日時等についても一考を(平日、土日、夜間の開催実施)若い人達も集まりやすくなるのでは。 ・定期的な開催を。経過報告、参加機会の拡大。 |
| 88 | ・多忙の中で参加しましたが前置きが長すぎました。本論をもっとにつめて説明が欲しかった。 ・何を話そうとしているのかわかりませんでした。 |
| 89 | もう少し理解しにくいところあり。 |
| 90 | 市民に対するPRをもっと力を入れてほしい。 |
| 91 | 計画倒れにならないように努力したいが財源はどうか。 |
| 92 | 心をつなぐ地域づくり／楽しく暮らせる地域づくりが出来てない(出来ない)状況で色々な団体、行政等の組織が肥大になってしまっており、計画のみ先行しているように思われる。又、市民が望んでいるのかどうか？(人とかがわりたくない人が多いのではと思う。) |
| 93 | 地域福祉には今回の発表以外に自治会指導の防犯パトロール、防災組織等があります。 |
| 94 | 4月より20年ぶりに町会役員として動く予定。20年前とは異なった町会活動が必要と思うが、現状はまったく変わっていない。今後どう動くかの情報が得られ大変に助かりました。 計画説明会のタイトルでしたが、今日のような運営方法 ①意義を具体的に説明 ②さまざまな立場での考えて現状課題、活動の紹介 ③本来の計画概要説明 は素晴らしい。私も住民が自らと思っています。 |
| 95 | 何故、今、説明会なのか。 |
| 96 | 地域福祉の重要性を再認識した。 今後の計画として、安心登録カード事業を推進していきたい。 |
| 97 | 現在の老人クラブで出来ることから会員の意見をまとめて実施してゆきたいと思っています。 |
| 98 | 隣近所のつきあいの難しいが各町会でも？ですね。 |

| No. | 問9 自由意見 |
|-----|---|
| 99 | すばらしい計画と説明、考え方等ありがとうございました。 ただ、出席者が熟年の方が多く、児童を中心とした人達がない。すなわち、児童に係わる親達にも感心を持たすことも必要ではないでしょうか。他の地区の説明会では同様な、不安を感じる。 |
| 100 | ・色々な事業のボランティアをさせて頂いておりますが、今ひとつ参加者のPRをどのようにしていったらいいか困っております。 ・かなり高齢になってきているので、参加することも大変。 |
| 101 | 地域福祉計画の内容が理解出来た。 |
| 102 | 地域の高齢者の智恵を借り入れる行事活動を進めたら。 |
| 103 | 今後、地域福祉に関し勉強してみようと思うきっかけになりました。 |
| 104 | 町会内でも同様の問題を抱えており、役員後継者不足、ボランティアを如何にして解決するかがキーワードではないかと思えます。 |
| 105 | 説明会参加者は御年配の方が多く、学生等若年層への説明会を設けてはどうでしょうか。ボランティアについても「では、どうすればボランティア参加者が増えるのか」具体的案、実例を交えた説明が欲しい。 |
| 106 | 地域福祉は社協が中心となって進めていかれるようだが、全住民に対する社会福祉協議会の認知度が低いのではないかと。もっとPRの方法を考える必要があるのではないかと。 |
| 107 | 問8の地域における活動の内容を知りたい。 |
| 108 | ぬくもりのある町作りに微力ですが力を発揮できたらと思っています。地域福祉の窓口にもなりうる地区社協の事務局に不信感を持っています。事務の方達の人柄も町づくりに影響するかと思いますので、研修等も充実させていただきたいと思っています。まず人作りからだと思っています。 |



5. 用語集

| | 用語 | 解説 |
|--------|---------------------|---|
| あ 行 | 移送サービス (p71) | 自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障害者などに対して、目的の場所まで搬送する福祉サービス。 |
| | 移動円滑化基本構想 (p110) | 「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市全体の交通バリアフリーに対する考え方を示す構想。(H14年度策定) |
| | 生きがい福祉事業団 (p62) | 高齢者の経験や技能を活かし、働く機会を作り、広く社会参加の道と健康の増進に努め、生きがいを高めることを目的に設立された財団。 |
| | NPO (p2) | 民間非営利活動団体(法人)のこと。社会貢献活動を行っている市民団体で営利を目的としない。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されている。 |
| か 行 | 介助犬 (p64) | 身体の不自由な方の手助けをするために特別なトレーニングを積んだ犬。日常生活における動作(起立やドアの開閉等)の補助をする。身体障害者補助犬と同義語。 |
| | 寄付文化 (p33) | 一人ひとりの生活の中に、寄付をする行為が自然にとけ込んでいて、寄付によって様々な市民活動が支えられる社会的な風土。 |
| | 規制緩和 (p70) | 政府や自治体などが民間の経済活動に定めている許可・確認・検査・届け出などの規制を緩和ないし廃止することで、自由な経済活動の活性化を図ること。 |
| | 協働 (p3) | 市民(地域住民)と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。 |
| | グローバル化 (p62) | 経済などのシステムが国を超えて世界的なものになる動き。 |
| | ゲストティーチャー (p50) | 普段の授業では学ぶことのできないさまざまな内容の授業を行ってもらうため、地域の有識者を先生として招くこと。 |
| | ゲリラ豪雨 (p86) | 突発的に発生した積乱雲が、数キロから数十キロのせまい地域に発生、一時的な豪雨になることで予測ができない。 |
| | コミュニティ (p3) | 住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。 |
| | コミュニティバス (p71) | 一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバスで、小型のバスで住宅地の内部まで入ったり、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するためのもの。 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|--|--|
| か 行 | コミュニティワーク (p75) | 地域社会やコミュニティを診断し、住民を組織化して課題や情報を共有するとともに、関係機関や団体などと調整を図り、社会資源の活用や開発をめざす計画を立案するといった過程を重視しながら問題を解決していく専門技術。 |
| | 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法） (p68) | 多数の者が利用する建築物等を建築する者に対し、高齢者や障害者が円滑に利用できる措置を講ずることを義務あるいは努力義務として課する法律。(H15.4 施行) |
| | 心のバリアフリー (p52) | 高齢者や障害者が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識等を改め取り除くこと。 |
| さ 行 | 災害ボランティアセンター (p87) | 災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。行政が設置するケースの他、社会福祉協議会が設置するケースもある。 |
| | 産学の連携 (p62) | 産業界（企業）と学界（大学等の高度な教育機関）が連携することにより、共同研究や研究成果の事業化等を行うこと。 |
| | 在宅ターミナルケア (p82) | 「ターミナルケア」とは治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療。延命よりも身体的な苦痛や死への恐怖をやわらげることを重視する。在宅でもターミナルケアと同様のケアをすること。 |
| | 市民運動推進会議 (p66) | 船橋市の「ふなばし健やかプラン21」を市民の立場から進めていく市民や団体の組織で一人ひとりの健康づくりを身近なところからサポートする。 |
| | 市民活動サポートセンター (p48) | 福祉や文化、環境や国際交流などさまざまな分野で活動するボランティア団体やNPOを支援するために、打合せや会報作り等ができるスペースのほか、活動内容の発信・情報提供なども行うことができる。 |
| | 社会福祉基礎構造改革 (p2) | 昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の無い「社会福祉事業」「社会福祉法人」「措置制度」などの社会福祉の共通基盤制度について、生活水準の向上や少子・高齢化の進展といった社会的な変化に対応するため抜本的な見直しを行うこと。 |
| | 社会福祉法 (p4) | 社会福祉事業法（昭和26年制定）を平成12年に改正・改題した法律。福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の発展を目的とする。 |
| | 守秘義務 (p96) | 職務上知ることのできた秘密を守る義務。公務員及び医師・弁護士のほか制度ボランティアもこの義務を負う。 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|-----------------------|--|
| さ 行 | 少子高齢化 (p2) | 生まれ来る子どもの数が減少し、高齢者の数が増えることで、この傾向が進行すると高齢者の介護や年金の負担に若年層の力が向けられ、国としての活力が無くなる危険性をはらんでいる。 |
| | 食育 (p67) | 望ましい食生活を送るために必要となる5つの能力(食べ物を選択する能力、料理する能力、味がわかる能力、食べ物の育ちを感じる能力、元気な体がわかる能力)を子どもの時から身につけさせるための教育。 |
| | 身体障害者補助犬法 (p65) | 身体障害者の自立と社会参加を促進するための法律で、公共施設や公共交通機関に補助犬を同伴できるような措置を講ずることなどを定めている。(H11.5施行) |
| | 児童ホーム (p59) | 18歳未満の児童を対象とした、自由遊び・創作遊び・体育遊びができる施設。平成21年4月現在市内に20館を設置。 |
| | 自主防災組織 (p86) | 大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織のこと。 |
| | 住民参加 (p55) | 行政の意思決定過程に住民が加わることで、特に、地方自治体への参加を指して使われる。 |
| | 世代間交流 (p50) | 各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自分自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。 |
| | 制度ボランティア (p90) | 民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司等、厚生労働大臣や法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアで、地域住民からの相談に対応したり行政機関との連絡調整を担っている。 |
| | 成年後見制度 (p98) | 民法に規定された判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害・精神障害のある成年者の財産管理や身上監護を支援する制度で、平成11年の民法の改定により導入された。 |
| | 成年後見制度利用支援事業 (p98) | 認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者のうち、身寄りのない方について成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができないことを防止するため、市長が代わって成年後見などの申し立てを行い、費用などの支払いが困難な方については市が助成を行う事業。 |
| | 前期高齢者 (p78) | 65歳以上75歳未満の高齢者を指す。 |
| | 総合型地域スポーツクラブ (p59) | 子どもから高齢者まで、スポーツを愛する市民が身近な地域でスポーツをするほか、指導や運営にも携わり、生涯にわたって活動することをめざした組織。 |
| | 総合計画 (p8) | 市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。市の施策や事業は、すべて総合計画に基づいて進められている。 |

| | 用 語 | 解 説 |
|-----------------------|---|--|
| さ 行 た 行 | 措置による福祉 (p2) | 行政の権限で、サービス受け手に対して、サービス提供事業者を特定し、サービスの内容を決定する方法。 |
| | 第三者委員制度 (p80) | サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表などを通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。 |
| | 第三者評価制度 (p81) | サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。 |
| | 男女共同参画社会基本法 (p62) | 男女共同参画社会の基本理念及び、国、地方自治体、国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的とする法律。(H11.6 施行) |
| | 地域コーディネーター (p46) | 公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度等をコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人。 |
| | 地域福祉活動計画 (p8) | 市社会福祉協議会の活動方針や将来にわたる事業内容等を定める計画で、本市の場合、支部となる地区社会福祉協議会の活動計画を包含する。 |
| | 地域福祉活動助成金制度 (p79) | 「福祉と緑の都市宣言」の記念事業である福祉基金の果実を活用し、福祉の推進を目的とする事業を行う民間団体に対する助成を行い、地域福祉の増進を図る制度。 |
| | 地域福祉計画推進事業要覧 (p12) | 船橋市地域福祉計画の公助項目を具現化する事業について、事業概要や実績、今後の予定、改善点、決算・予算額などを明らかにした要覧で、実施計画といえる内容になっている。市役所 11 階の行政資料室、各公民館、各図書館、各地区社協などに設置を予定しているほか、ホームページ上でも公開していく。 |
| | 地域福祉支援計画 (p8) | 社会福祉法第 108 条に規定される行政計画で、市町村の地域福祉計画の支援を目的に都道府県が策定する。 |
| | 地域包括支援センター (p38) | 介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。 |
| 地域リハビリテーション (p82) | 医療や保健、福祉及び生活支援に関わる人々や機関や組織が、本人の自立を支援する立場から協力し合って行う活動で、福祉的なケア・サービスだけでなく、地域住民を含めた総合的な支援がなされるものと定義されている。 | |
| 地区高齢者地域ケアチーム (p91) | 24 ヶ所に設置されている在宅介護支援センターを中心に、市の保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などで組織され、地域ケアに関する情報交換を行うとともに、要援護となるおそれのある高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。 | |

| | 用語 | 解説 |
|--------|----------------------------|--|
| | チャリティ (p44) | 英国では公益法人やNPO等の民間の公益活動の主体を指して使われるが、我が国では、寄付と同様の意味で使われることが多い。 |
| | 聴導犬 (p64) | 聴覚障害者と生活を共にし、耳代わりとなって生活に必要な音をユーザーに伝える訓練を受けた犬。 |
| な 行 | ニート (p3) | Not in Employment, Education or Training の略称で「通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人」を指し、1990年代末にイギリスで生まれた造語。多くは20代、30代の若年層と言われている。 |
| | 日常生活自立支援事業 (p98) | 判断能力に不安があるため、適切な福祉サービスを受けることが出来ない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助などを行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。 |
| | ネットカフェ難民 (p110) | 24時間営業のインターネットカフェ(マンガ喫茶とも言われる)で寝泊りする住所不定の人達の総称。 |
| は 行 | バリアフリー (p68) | 高齢者や障害者の生活行動の障害となるものを排除した環境のこと。 |
| | パブリックコメント (p10) | 行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く国民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う。 |
| | 福祉タクシー制度 (p70) | 要介護の方及び心身に一定の障害を持つ方に対して、タクシーの利用料金を助成する制度。 |
| | 船橋市商工業振興ビジョン (p62) | 本市の商工業振興の指針として、基本的な考え方や将来像等を示すビジョン。(H14年度策定) |
| | 船橋市消費生活センター (p84) | 市の消費者サービス機関。消費者からの苦情処理や講座などの啓発活動、消費生活情報の収集・提供などの消費者保護施策を行う。 |
| | 船橋市男女共同参画計画 (p53) | 男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、企業が一体となって行う施策の基本方針と事業の方向性を示す計画。(H13年度策定) |
| | 船橋市福祉のまちづくり環境整備指針 (p68) | 市民と行政の協力により高齢者や障害者をはじめとするすべての人が住みよく、行動しやすい生活環境づくりを進めるための指針。(H7年度策定) |
| | ふなばし市民活動情報掲示板 (p48) | 市民活動団体の情報発信をサポートするため、市民活動サポートセンターに掲示される市民活動団体が作成した会員募集情報やイベントのチラシ・ポスター(A3サイズまで)を電子化して、インターネット上に掲載するサイト。 |
| | ふなばし市民活動情報ネット (p48) | 市民活動を実施している人達が、他の市民に自分達の市民活動情報を広く発信できるサイトで、独自のホームページを開設することなく情報を発信できる。 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|-----------------------|--|
| | 振り込め詐欺 (p84) | 被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性が高い知能犯罪で、警察では「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の4類型に区別して対策を行っている。 |
| は 行 | ベンチャープラザ船橋 (p63) | 支援スタッフ（インキュベーション・マネージャー）が常駐し、千葉県・船橋市・財団法人千葉県産業振興センター・経済産業省及び各支援機構と連携をとりつつ、起業や創業活動、企業の新事業展開などを総合的に支援する施設。 |
| | ボランティアセンター (p43) | 船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。 |
| ま 行 | 見守り活動 (p98) | 常時の支援は必要ではないが、虚弱な高齢者などについて訪問等を通して、生活異変を早期に発見する活動のこと。 |
| | 民生委員・児童委員 (p38) | 地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らし高齢者や障害者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。 |
| | モータリゼーション (p70) | 自動車の大衆化現象。 |
| | 盲導犬 (p64) | 視覚障害者を安全・快適に誘導する訓練を受けた犬。 |
| や 行 | 有償ボランティア制度 (p43) | 少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨や時間預託等とともに普及してきているが、報酬を伴う市民活動は、ボランティア活動ではないとする意見もある。 |
| | ユニバーサルデザイン (p68) | 年齢や性別、身体の状態等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービスなどを設計段階からデザインすること。 |
| ら 行 | 労働力人口 (p62) | 満15歳以上の生産年齢人口のうち、所得を得るために労働している者（就業者数）と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者（完全失業者数）の総数。 |
| わ 行 | ワーキングプア (p110) | 働いているにも関わらず、収入が生活保護水準以下という暮らしをしている人達のこと。 |
| | ワーク・ライフ・バランス (p46) | 仕事と生活の調和。「ワーク・ライフ・バランス」が実現した社会の姿とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」。 |



これは、船橋市地域福祉計画のシンボルマークで、あなたの暖かい気持ちが、隣近所や地域に向けられることによって、「四葉のクローバー」＝「幸せ」の輪が広がっていくことの願いが込められています。

船橋市地域福祉計画

発行 船橋市 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
編集 健康福祉局 福祉サービス部 地域福祉課
TEL 047-436-2314 FAX 047-436-3315
メール chiikifukushi@city.funabashi.chiba.jp
発行日 平成22年3月